

墨田区告示第 8 7 号

令和 8 年度労働報酬下限額について

令和 8 年度における労働報酬下限額を定めたので、墨田区公契約条例（令和 5 年墨田区条例第 3 1 号）第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

墨田区長 山 本 亨

工事又は製造の請負契約

1 熟練労働者及び一人親方			(単位：円) (1 時間当たり)		
	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3, 4 5 4	27	普通船員	3, 6 7 9
2	普通作業員	3, 0 3 8	28	潜水土	5, 9 2 9
3	軽作業員	2, 1 0 4	29	潜水連絡員	4, 2 9 8
4	造園工	3, 1 1 7	30	潜水送気員	4, 0 3 9
5	法面工	3, 7 8 0	31	山林砂防工	3, 6 5 7
6	とび工	3, 7 2 4	32	軌道工	6, 6 0 4
7	石工	3, 7 2 4	33	型わく工	3, 7 1 3
8	ブロック工	3, 6 4 5	34	大工	3, 4 4 3
9	電工	3, 8 5 9	35	左官	3, 8 0 3
10	鉄筋工	3, 8 0 3	36	配管工	3, 3 8 7
11	鉄骨工	3, 3 5 3	37	はつり工	3, 5 1 0
12	塗装工	4, 1 0 7	38	防水工	4, 2 9 8
13	溶接工	4, 2 8 7	39	板金工	4, 0 2 8
14	運転手(特殊)	3, 4 9 9	40	タイル工	3, 1 2 8
15	運転手(一般)	2, 8 8 0	41	サッシ工	3, 7 4 7
16	潜かん工	4, 1 9 7	42	屋根ふき工	3, 9 4 0
17	潜かん世話役	5, 0 2 9	43	内装工	3, 8 7 0
18	さく岩工	4, 7 2 5	44	ガラス工	3, 7 5 8
19	トンネル特殊工	4, 2 5 3	45	建具工	3, 3 1 2
20	トンネル作業員	3, 6 1 2	46	ダクト工	3, 3 8 7
21	トンネル世話役	4, 8 1 5	47	保温工	3, 2 1 8
22	橋りょう特殊工	4, 1 2 9	48	建築ブロック工	3, 8 1 2
23	橋りょう塗装工	4, 1 0 7	49	設備機械工	3, 1 5 0
24	橋りょう世話役	4, 7 2 5	50	交通誘導警備員 A	2, 3 0 7
25	土木一般世話役	3, 8 7 0	51	交通誘導警備員 B	2, 1 0 4
26	高級船員	4, 4 6 7			

2 上記 1 以外の労働者等（受注者等が労働者等との合意の下、見習い・手元等の労働者と判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

労働報酬下限額	1 時間当たり 1, 6 3 7 円
---------	--------------------

墨田区告示第 3 2 号

令和 8 年度労働報酬下限額について

令和 8 年度における労働報酬下限額を定めたので、墨田区公契約条例（令和 5 年墨田区条例第 3 1 号）第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、工事又は製造の請負契約については、令和 8 年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和 8 年 1 月 2 3 日

墨田区長 山 本 亨

工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定

労働報酬下限額	1 時間当たり 1, 4 8 6 円
---------	--------------------